

分配金レター

UBS ブラジル・リアル債券投信(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券



分配金のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、『UBSブラジル・リアル債券投信(毎月分配型)』は、2016年8月22日に決算を迎えました。当期の収益分配金につきましては、現在の市況動向や、今後の安定的な分配の継続、トータルリターン向上などを総合的に勘案した結果、分配金を40円に引き下げることにさせていただきました。

収益分配金
(1万口当たり) **40円(税引前)** (前期分配金70円)

上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆・保証するものではありません。分配金は分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 決算日 : 2016年8月22日

(計算期間: 2016年7月21日 ~ 2016年8月22日)

■ 分配落ち後基準価額(8/22 現在) : 5,307円(分配落ち後)

■ 純資産総額(同上) : 250億円

◎収益分配方針と分配金について

当ファンドは、毎決算時(毎月20日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として継続的な分配を行うことを目指します。分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益も含みます)等の全額とします。

分配金は分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「分配方針」をご覧ください。

■設定来の純資産総額、基準価額の推移(2008年7月17日~2016年8月22日)



■ブラジルの投資環境について

世界経済は、米国の利上げに対する慎重な姿勢などを背景に、2017年末にかけて緩やかに回復することが予想され、新興国経済や新興国市場の支援材料になると予想しています。

ブラジル経済については、2016年は3.5%程度のマイナスになるとみられていますが、2017年は+1%程度とプラス成長に転じると予想しています。また、国内の政治不信が解消されれば、政府はより経済対策を打ち出しやすくなり、経済の安定や改善が期待されます。ルセフ大統領の弾劾は、新政府の安定と経済発展に必要な改革を行うための道を開くと考えられます。

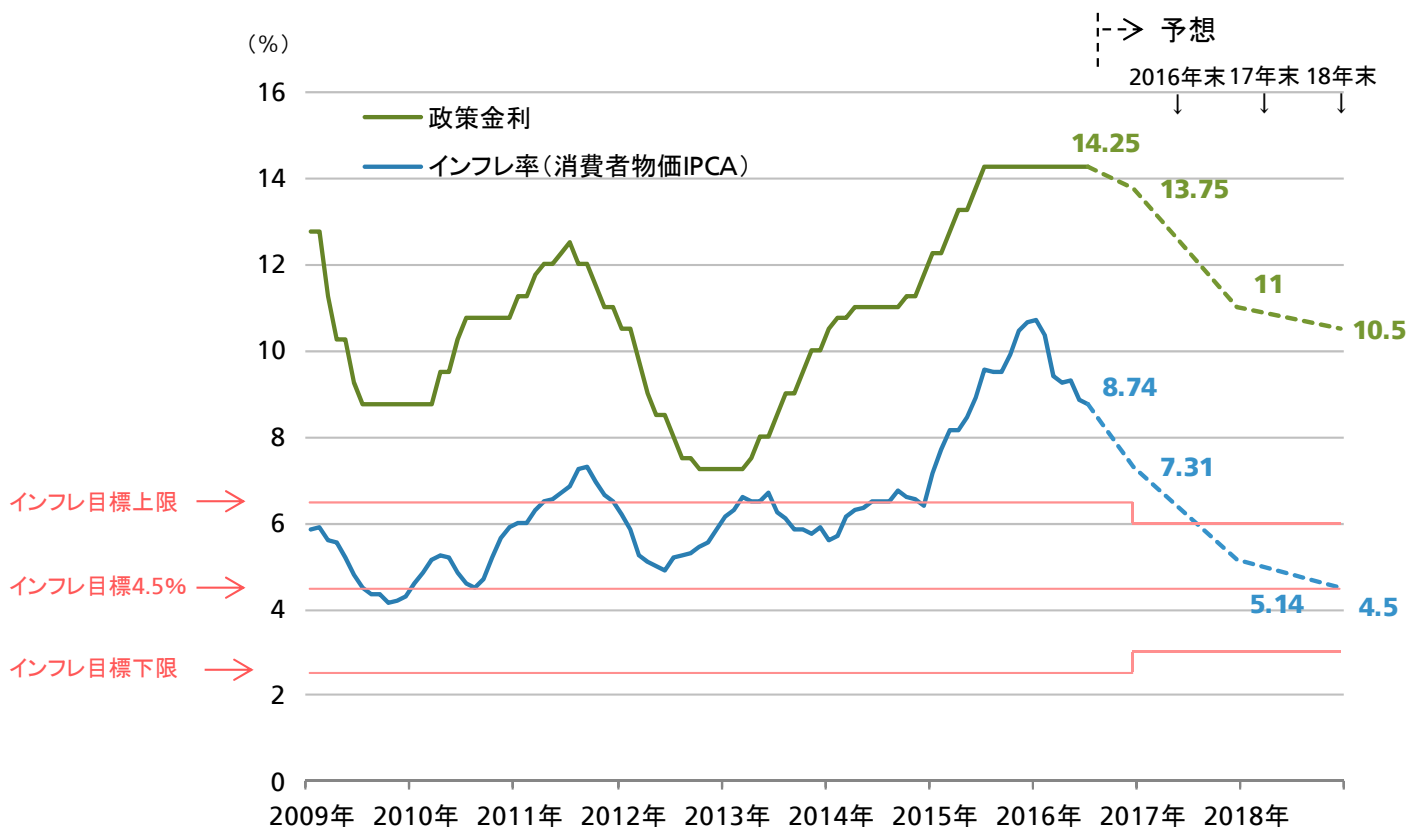
インフレ率に関しては、今後、緩やかに低下していくことが予想されています。インフレ率の低下によって、ブラジル中央銀行の金利引き下げ余地が生まれることから、ブラジル債券価格にとってプラス要因となることが期待されます。

ブラジル・レアルは景気悪化と政治的不透明感の高まりにより、過去2年大幅に下落しました。新興国通貨全体が振るわない環境で、特にブラジル・レアルはインフレ上昇と政治不信からより大きな影響を受けましたが、最悪期を脱しつつある政治・経済や相対的に高い金利環境などが中期的なブラジル・レアルのサポート材料になることが期待されます。

■運用方針について

2016年に入り、米国の利上げ先送りや、ブラジル政治・経済状況の改善期待などを背景に、ブラジル・レアルは対円で上昇、ブラジル・レアル建て国債の利回りは大幅に低下し、債券価格の上昇につながりました。当ファンドでは、固定利付債と割引債の一部で利益確定を行い、変動利付債(国庫金融債)の組入比率を増やす戦略的なポートフォリオの構築を行っており、基準価格は反発基調となっております。今後も市場動向等を総合的に勘案しながら、戦略的なポートフォリオの構築を行ってまいります。

■政策金利、インフレ率の推移(2009年1月～2016年7月、2016年末～2018年末の予想)

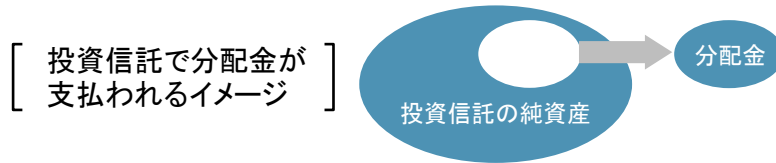


出所: Bloomberg、ブラジル中央銀行のデータを基に当社作成。

ブラジル中央銀行発表のインフレ目標は2018年まで。各予想値はブラジル中央銀行の調査による予想の中央値(2016年8月12日公表) 上記のデータは過去のものおよび作成時点の見通しであり、将来の動向を示唆、保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。

収益分配金に関する留意事項

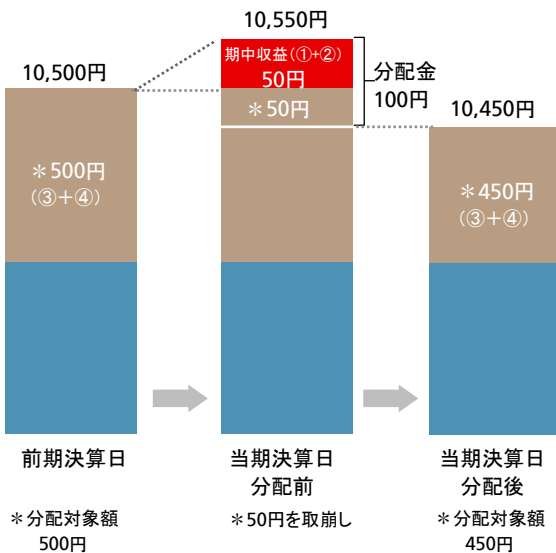
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



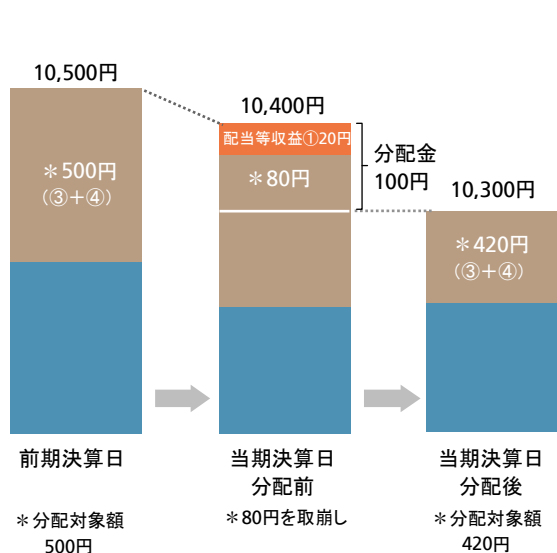
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

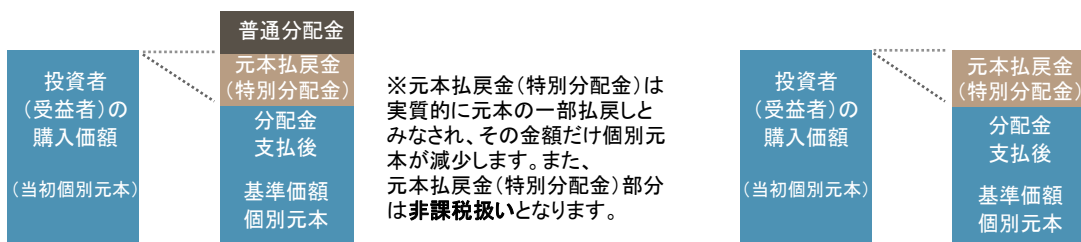


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

ファンドの特色

■主として、ブラジル・リアル建て債券に投資を行うファンドです。

■マザーファンドの運用にあたっては、UBS アセット・マネジメント(アメリカス)インクが運用を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは実質的に公社債への投資を行います。

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。

公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

2. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行うブラジルの債券投資には、一般的に先進国と比較して、「格付けが低い場合があること」、「経済状況および政治的、社会的な変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「流動性が低く、制度、インフラストラクチャーが未発達であること」、「企業等の開示に関する正確な情報確保ができないこと」などのリスクおよび留意点があります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

4. その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.78%(税抜3.5%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。 詳しくは販売会社もしくは購入時手数料を記載した書面にてご確認ください。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 0.3% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用										
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.674%(税抜年率1.55%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)										
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.75%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.75%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.05%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	0.75%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価	
委託会社	0.75%	委託した資金の運用の対価										
販売会社	0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価										
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価										
	その他の費用・ 手数料	<p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。</p> <p>諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </tbody> </table> <p>実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>信託財産に関する租税</td> <td>有価証券売買や為替取引等の都度発生する取引に関する税金(ブラジル市場における金融取引税*(IOF)を含みます。)等</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、税率および取扱いが変更になることがあります</p> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	信託財産に関する租税	有価証券売買や為替取引等の都度発生する取引に関する税金(ブラジル市場における金融取引税*(IOF)を含みます。)等	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用											
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等											
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料											
信託財産に関する租税	有価証券売買や為替取引等の都度発生する取引に関する税金(ブラジル市場における金融取引税*(IOF)を含みます。)等											
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用											

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込み

購入単位	一般コース(分配金を受け取るコース):1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース):1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。※購入後に、購入コースの変更はできません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	購入申込受付日から起算して原則として6営業日目までに販売会社にお支払いください。
換金単位	一般コース:1万口単位、1口単位または1円単位 自動けいぞく投資コース:1円単位または1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	サンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金申込みの受付は行いません。
信託期間	2008年7月17日～2023年11月20日 ※受益者に有利であると認めるときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	各ファンドについて、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[毎月分配型] 原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)です。 [年2回決算型] 原則として毎年5月20日および11月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配金	[毎月分配型] 毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能) [年2回決算型] 年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク
販売会社	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡しますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2016. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。